

請求人 省略

赤磐市監査委員 栗原 雅之
治徳 義明

住民監査請求について（通知）

令和8年1月19付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された赤磐市職員措置請求書（以下「本請求」という。）について、監査した結果を同条第5項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1 請求人 請求人の住所、氏名
省略

2 請求書の提出 令和8年1月19日

3 請求の内容

1 請求の要旨

(1)対象となる職員

赤磐市長、赤磐市副市長、財務部長、財務課長、会計課長、会計管理者、市有有価証券管理者

(2)違法、不当な財務会計上の行為の内容

有価証券の運用管理基準及び運用計画の策定並びに手続きに等に関する合議を実施せず、利益・損失等の公表及び含み損対策としての国債買換え及び保有する満期保有目的のオーバーパー債権及びアンダーパー債権の減価償却法

管理を行わずに有価証券の管理運用を怠っている。

(3) 当該行為が違法、不当であるとする理由

赤磐市財政調整基金条例第 3 条 1 項違反

地方自治法第 241 条第 2 項違反

地方自治法第 138 条の 2 違反

地方自治法第 138 条の 3 の 2 違反

赤磐市財務規則第 184 条、第 265 条、第 266 条違反

(4) 赤磐市に生じている損害の具体的な内容

ア 関係法令

本件請求に係る関係法令は、以下のとおりである。

(ア) 地方自治法

第 243 条の 2 の 2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意または重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前提の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

第 138 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し

及び執行する義務を負う。

第 138 条の 3 の 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

(イ) 赤磐市財政調整基金条例

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(ウ) 赤磐市財務規則

第 184 条 有価証券の取得又は処分を伴う事務を執行しようとする者は、当該事案について出納機関に合議しなければならない。

第 185 条 有価証券を取得しようとするときは、市長又はその委任を受けて有価証券の取得、管理及び処分をする権限を有する者（以下この節において「市有有価証券管理者」という。）は、市有有価証券取得通知書を会計管理者に送付するとともに、有価証券の納入義務者に市有有価証券納付通知書を送付しなければならない。

第 186 条 市有有価証券管理者は、市有有価証券を処分しようとするときは、会計管理者に市有有価証券処分通知書を送付しなければならない。

第 187 条 市有有価証券の取扱いについては、この節に規定するもののほか、保管有価証券の取扱いの例による。

第 265 条 市長又はその委任を受けて基金を管理する者（次条において「基金管理者」という。）は、毎年度、基金の運用計画を定め、年度開始の 10 日前までに基金運用計画書を会計管理者に送付しなければならない。基金の運用計画を変更しようとするときも、同様とする。

第 266 条 基金管理者は、定額の基金を運用する基金に属する現金の受入れ又は払出しをしようとするときは、当該事案について会計管理者に合議しなければならない。

イ 財政調整基金の積立の規模について

平成 29 年 11 月総務省自治財政局による「基金の積立状況等に関する調査結

果」によれば、市長村の財政調整基金の積立水準は、標準財政規模の「5%超10%以下」、「10%超20%以下」が多い。赤磐市財務課に確認したところ、「一般財政規模の20%を上限」との回答であったが、定めた内規等はないとのことで根拠もなく担当者の恣意的な積立上限額で基金運用が行われている。

ウ 基金運用の審議について

平成29年9月12日決算特別審査委員会でのA議員による質問以降、令和6年度決算特別審査委員会までの8年間、基金の運用方針、管理状況等の職員説明、議員からの質問は皆無であり、また、執行機関での基金運用会議など開催されていない。

公表されている4年間の決算書を確認したところ令和2年度、令和3年度に国債をそれぞれ100万口購入、上記の平成29年度決算特別審査委員会の議事録から平成27年度に国債購入されている。令和6年度末での国債残高は、786,627,025円となっている。(図1) 参照

(図1)

令和3年度～令和6年度決算書抜粋

		2021年		2022年		令和4年度末残高	年度中増減	令和5年度末残高	年度中増減	令和6年度末残高
		令和2年度末残高	年度中増減	令和3年度末残高	年度中増減					
財政調整基金	現金	3,886,799,687	543,745,637	4,430,545,324	270,683,372	4,701,228,696	▲ 31,554,278	4,669,674,418	▲ 661,357,047	4,008,317,371
	不動産・動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有価証券・債権	1,388,085,547	99,384,931	1,487,470,478	99,156,547	1,586,627,025	0	1,586,627,025	0	1,586,627,025
	計	5,274,885,234	643,130,568	5,918,015,802	369,839,919	6,287,855,721	▲ 31,554,278	6,256,301,443	▲ 661,357,047	5,594,944,396
有価証券	株券	9,728,000	1,504,400	11,232,400	0	11,232,400	0	11,232,400	0	11,232,400
	国債証券	588,085,547	99,384,931	687,470,478	99,156,547	786,627,025	0	786,627,025	0	786,627,025
	地方債証券	700,000,000	0	700,000,000	0	700,000,000	0	700,000,000	0	700,000,000
	政府関係機関債	100,000,000	0	100,000,000	0	100,000,000	0	100,000,000	0	100,000,000

R2年度とR3年度において国債を1,000,000口購入(額面単価100円)

赤磐市の基金運用は、いったい誰による考えで購入・売却を行っているのかブラックボックス状態で合併以降20年が経過している。(図2)は、公表されている赤磐市の財政見通しであるが、令和11年には財政調整基金を4億54百万円まで減額する見込みだが、多額の含み損を持つ国債をどう対策するのか計画策定がなされていない。

(図2)

財政見通し

財政見通しの公表

中期財政試算は、総合計画における基本計画に基づき、各年度の予算において最も効率的で計画的な財政運営を行うため、向こう5か年間の財政見直しを試算したものです。

赤磐市中期財政試算（令和6～11年度）はこちらから（PDFファイル：382.2KB）

◇参考指標（見込）◇

区 分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	決算値	見込	見込	見込	見込	見込	見込
宝賀公債費比率	7.9	8.0	7.6	7.1	6.5	6.2	5.9
将来負担比率	-	-	8.8	11.2	17.2	7.6	-
経常収支比率	91.2	95.8	95.6	95.6	95.6	94.1	92.8
地方債残存高	17,492	19,639	18,807	17,405	17,248	15,808	14,583
基金残高	10,886	10,158	9,095	7,690	6,323	5,530	4,713
うち財政調整基金	6,256	5,570	4,534	3,127	2,068	1,273	454
うち減債基金	351	352	352	352	353	353	354
うち特定目的基金	4,289	4,236	4,209	4,211	3,902	3,904	3,905

【参考指標】
将来負担比率
地方債現在高の増及び充当可能基金の減等により、令和7年度より将来負担比率を算定。

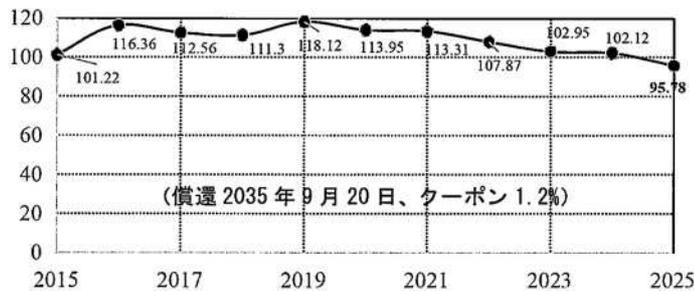
約7億8千万の国債は
全額ロスカットするのか？

エ 購入された国債の状況

平成27年（2015年）に購入された国債を超長期国債154と仮定すればオーバー債券での購入で2025年10月の価格は95.78円である。（図2）参照

(図2)

20年債（超長期国債154）10月初日平均価格

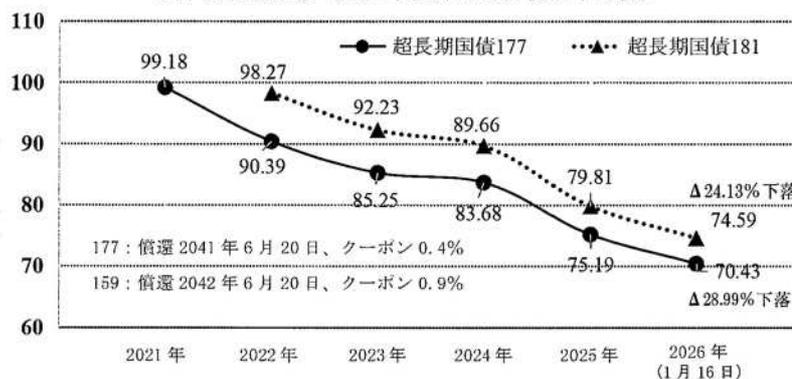


令和2年度（2021年）、令和3年度（2022年）に購入された国債を平成27年と同様に20年債とし超長期国債177、超長期国債181と仮定すればアンダー債券での購入で2025年10月の価格はそれぞれ75.19円、79.81円である。（図3）参照

従って、超長期国債177の含み損23,990,000円（下落率24.1%）、超長期国債181の含み損18,460,000円（下落率18.8%）が生じている。

(図3)

20年債価格推移（2026年以外は10月初日平均値）



パンデミックにより、各国政府は大規模な経済対策で国民に資金供給し過度なインフレ（10%程度）となったため、FRB や ECB 等の中央銀行は政策金利を上げたが、日本は実質賃金がプラスに転じてないが政策金利を上げ方向にしている。これは、財務省の業務として短期米債を売って為替介入せずにドルと円の通貨量を調整し円高にして欲しいアメリカ側の意見に合致する。岸田、石破政権では実施しなかった財政出動を衆議院選挙後以降に高市政権では行うため名目成長率は3～5%伸び、日本銀行は2%程度までは政策金利を上げる（実質賃金は遅れて上昇する）方向となる。従って、現政権下では、今後も日本国債下落は続くが、赤磐市が保有する国債のうち下落率30%超えを保有するのであれば、市場価格での評価損計上しないのは不正会計となる。

オ 令和7年度内で含み損の国債を早急に対策すべき

(図4)は、含み損を抱えた国債の買換え事例として令和7年10月債権市場初日での買換え試算を示す。上段は、20年債177を4年間保有し、20年債188に買換えし残存年数を1年延ばした場合、下段は30年債47に買換えし残存年数を4年延ばした場合である。

(図4)

●同じ20年債に買換え残存年数を1年延長 (単位:千円または年)

銘柄	償還日	額面	売却額 購入額	帳簿価格	ロスカット/キャ ピタルゲイン	残存年数	クーポン	インカムゲイ ン	実行利回り
(1) 国債177	2041/6/20	1億円	—	99,384	616	20	0.40% (40万円/年)	8,000	0.432%
(2)	国債177	2041/6/20	75,190 (ロスカット)	99,384	-24,194	16	—	1,600	—
	国債181	2042/6/20	79,810 (アンダーバー)	79,810	20,190	17	0.90% (90万円/年)	15,300	2.355% ^(r1)

(r1) RATE(17,900,-79810,100000) = 0.02355

●30年債に買換え残存年数を4年延長 (単位:千円または年)

銘柄	償還日	額面	売却額 購入額	帳簿価格	ロスカット/キャ ピタルゲイン	残存年数	クーポン	インカムゲイ ン	実行利回り
(1) 国債177	2041/6/20	1億円	—	99,384	616	20	0.40% (40万円/年)	8,000	0.432%
(2)	国債177	2041/6/20	75,190 (ロスカット)	99,384	-24,194	16	—	1,600	—
	(30)47	2045/6/20	84,800 (アンダーバー)	84,800	15,200	20	1.60% (160万円/年)	32,000	2.583% ^(r2)

(r2) RATE(20,1600,-84800,100000) = 0.02583

20年債181に買換えの場合は、償却原価法が適用できないが30年債に買換えすれば適用できる。基金に入った30年債の受取り利息の160万円のうち121万円を基金から歳計現金に移動し、基金の国債額を121万円ずつ償却していけば、30年債が2025年償還を迎える時には、ロスカットした24,194千円は全額償還できている。(※上記は、償却原価法適用有無の含み損国債対策であって、一般家庭ならどちらの買換えでも国債177を満期保有するより利益はでる。また、新たな国債追加購入する場合には、日本銀行金融政策を踏まえ

短期国債での運用を行う必要がある。)

(5) 求める措置の内容及び改善措置

- ア 満期保有有価証券は、償却原価法にて算出された額で貸借対照表に反映すること。満期目的以外の有価証券については、市場価格との差額は洗替方式により純資産変動計算書に資産評価差額として計上すること。有価証券の下落率が30%を超えた場合には、強制評価減を行うこと。
- イ 含み損の国債を公表し買換えにより対策すること。買換えしない場合は理由を公表すること。
- ウ 財政調整基金の積立額を標準財政規模の「5%超10%以下」または「10%超20%以下」に規則に定めること。
- エ 財政調整基金以外の基金との一括管理可否を含めた基金運用を審議すること。
- オ 基金の運用計画審議を定期的を実施し、基金運用計画を公表すること。
- カ 含み損の解消以外で、長期国債を購入する場合は、オーバーパー債権が現れるまでは買付しないこと。
- キ 含み損を抱えたまま償還した国債については、あきらかに買換えしておけば利益がでたであろう国債との実行利回り差額分を職員が賠償すること。
- ク 公表については、市民に対して十分な説明責任を果たす上で必要な方法をとること。

2 添付した事実証明書

- 甲1 令和6年度一般会計決算書（有価証券、基金・積立金）
- 甲2 第2回決算特別審議会議事録（平成29年9月12日）抜粋
- 甲3 基金の積立状況等に関する調査結果（平成29年11月総務省自治財政局）12ページ
- 甲4 統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改定）146ページ
- 甲5 日本証券業協会2026年1月16日発表20年債、30年債 抜粋

4 要件審査

監査の実施にあたり、本件措置請求について、法第242条の要件審査を実施し要件を具備していると認めた。

第2 請求の受理

本件請求は、「赤磐市に生じている損害の具体的な内容」として、関係法令を抜粋しているが、条項と条文の内容が一致しないものが見受けられた。また「債券」を「債権」、「償却原価法」を「減価償却法」と誤記している箇所が見受けられた。しかし請求の要旨に影響しないと判断し、軽微な誤りとして補正させることなく、法第242条に定める要件を具備しているものと認め、令和8年2月2日に受理した。

なお、本件請求については、令和8年1月19日付けで収受したものである。

第3 監査の実施

1 監査の対象

(1) 監査対象事項

請求の内容から、次の事項を監査の対象とした。

- ・財政調整基金の積立水準及び運用について
- ・有価証券・基金運用会議の開催の有無、有価証券及び基金運用会議の内容等について
- ・有価証券・基金の運用管理基準及び運用計画策定の有無
- ・有価証券・基金の手続き及び管理について
- ・含み損の国債等の有無及び買換え履歴、運用管理について
- ・国債等の買換えをすべき義務の有無及び買換えを行わないことの違法性・不当性

(2) 監査対象部局 財政課、会計課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和8年2月9日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 証拠の提出

請求人からは甲1～甲5のほかに、下記の陳述内容についても新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の概要

ア コロナショック後の日経平均及びS&P500の回復が2020年夏頃に始まり、2023年頃まで日本銀行はイールドカーブコントロール

中であつたため、この期間日本のBEIや米CPI等の推移から証券会社が国債購入を勧めることはないと考えられる。よって、赤磐市が2021年と2022年に国債を購入していることは、市場動向に反しており、購入時期が不適切である。

イ 国債の購入手続きや決裁方法等が不適切である。市有有価証券管理者又は会計管理者による独断の購入で以下の手続き等を行った可能性が高いと考える。

- ① 副市長、市長から先に起案文書に印を押させ関係部署に回覧説明したのではないか。
- ② 事前に決裁することなく、国債を購入後に起案文書を回覧したのではないか。
- ③ 保有している価格下落国債の売却の検討をせず購入したのではないか。
- ④ 購入に疑問を持つ職員が内部通告を行えない環境であつたと考える
- ⑤ 関係部局と適正な協議が行われず、国債を購入したのではないか。
- ⑥ 指揮監督する副市長が市有有価証券管理者又は会計管理者に一任する事務状態であつたと考える。

ウ 急に基金取り崩しの必要性が発生した場合、ロスカットしなければならないが、一般会計から補填することは法律に違反しないのか議論されていないと考える。

3 監査対象部局に対する調査

財政課及び会計課に対し書面による調査を行い、令和8年2月20日関係職員から事情を聴取した。併せて関係書類の調査を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 国債等について

ア 国債等についての概要

国債は国が発行する債券であり、国が資金調達するために法律に基づき有価証券が発行される。投資家が購入することで、国へ資金を貸し付ける仕組みになっており、利子と元本の支払いに対して、国が責任を持って行う金融であるため、安全性が高い。安定的な資産運用を行う手段として利用者が多い。

イ 有価証券・基金の運用会議の有無

平成27年6月25日以降令和7年7月2日までの「公金運用会議」の会議録を確認。

- ウ 有価証券・基金の運用管理基準の有無
赤磐市の公金について、管理の原則及び管理方法を定めた「赤磐市資金管理方針」を確認。
- エ 運用計画の策定の有無
赤磐市財務規則第265条による「基金運用計画書」を確認。
「公金運用会議」の会議録で、年度の資金運用計画の方針を決定していること確認。
- オ 国債等の買換え履歴の有無
令和7年度 国債等の買換えの履歴はないことを確認。
平成27年度から令和4年度までの国債等の購入、買換え履歴を確認
- カ 含み損の国債等の有無
含み損の国債等を確認。
- キ 保有する満期保有目的のオーバーパー債券及びアンダーパー債券の償却原価法管理の有無
「令和6年度 赤磐市 統一的な基準による財務書類等作成支援業務」資料により、償却原価法管理を行っていることを確認。

(2) 財政調整基金について

- ア 財政調整基金についての概要、目的、運用方法
財政調整基金については、赤磐市財政調整基金条例（平成17年3月7日施行）に基づき、第1条に（設置）として、「市財政の年度間の財源を調整し、翌年度以降における財政の健全な運営を図るため、赤磐市財政調整基金を設置する」としている。第3条には（管理）として「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」と定めており、金融機関及び有価証券に代えて管理を行っていることを確認した。
また、第4条には（運用益金の処理）として、「基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に積み立てる」としており、預金利子を予算に計上した上で基金に積み立てていることを確認した。
- イ 財政調整基金の積立水準についての内規等の有無
内規は作成していない。

(3) 関係法令等の定めは以下のとおりである。(関係する部分のみ抜粋)

ア 地方自治法(以下、「法」という。)

第138条の2の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

② 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

③ 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

② 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管を行うこと。

三 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管を行うこと。

五 現金及び財産の記録管理を行うこと。

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

【長と会計管理者の権限分配についての関係法令及び解釈】

前記の関係法令等により、財産の取得、管理、処分については長の権限（法第149条第6項）と定められており、財産には、公有財産、物品及び債権並びに基金が含まれる（法第237条第1項）としている。

一方会計管理者については、法第170条第1項に「会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる」と定められており、現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）、有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納保管あるいは現金、財産の記録管理を行う（同条第1項、第3項、第5項）こととされている。よって、財産について、全体の統括的管理権は普通地方公共団体の長が有しており、有価証券及び基金を管理する場合、その出納及び保管は会計管理者が行うこととなる。

『逐条地方自治法』佐藤文俊著534頁抜粋「基金の運用自体は財産の管理権者たる普通地方公共団体の長の権限に属し、会計管理者は、長の決定した運用方針に従い、その命令又は通知に基づいて現金、有価証券及び動産の出納保管のみを行うものである」参考

イ 赤磐市財政調整基金条例

（設置）

第1条 市財政の年度間の財源を調整し、翌年度以降における財政の健全な運営を図るため、赤磐市財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な地方自治法な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に積み立てる。

（処分）

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋め

るための財源に充てるとき。

- (3) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (5) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の所得等の経費の財源に充てるとき。

ウ 赤磐市財務規則

(市有有価証券の取得又は処分の合議)

第184条 有価証券の取得又は処分を伴う事務を執行しようとする者は、当該事案について出納機関に合議しなければならない。

(市有有価証券の整理)

第185条 市の所有に属する有価証券(以下「市有有価証券」という。)は、公有財産に属するもの及び基金に属するものに区分して整理し、かつ、基金に属する市有有価証券は、基金ごとに区分して整理しなければならない。

(市有有価証券の取得)

第186条 有価証券を取得しようとするときは、市長又はその委任を受けて有価証券の取得、管理及び処分をする権限を有する者(以下この節において「市有有価証券管理者」という。)は、市有有価証券取得通知書(様式第95号)を会計管理者に送付するとともに、有価証券の納入義務者に市有有価証券納付通知書(様式第96号)を送付しなければならない。

(市有有価証券の処分)

第187条 市有有価証券管理者は、市有有価証券を処分しようとするときは、会計管理者に市有有価証券処分通知書(様式第97号)を送付しなければならない。

2 前項の規定により市有有価証券処分通知書の送付を受けたときは、会計管理者は、その保管に係る市有有価証券と照合し、市有有価証券管理者にこれを引き渡し、その領収書を徴さなければならない。

(市有有価証券の利札の収入)

第188条 市有有価証券管理者は、市有有価証券の利札の収入をしようとするときは、会計管理者に市有有価証券利札収入通知書(様式第98号)を送付しなければならない。

(市有有価証券の取扱い)

第189条 市有有価証券の取扱いについては、この節に規定するも

ののほか、保管有価証券の取扱いの例による。

(基金の運用計画)

第265条 市長又はその委任を受けて基金を管理する者(次条において「基金管理者」という。)は、毎年度、基金の運用計画を定め、年度開始の10日前までに基金運用計画書(様式第133号)を会計管理者に送付しなければならない。基金の運用計画を変更しようとするときも、同様とする。

(合議)

第266条 基金管理者は、定額の基金を運用する基金に属する現金の受入れ又は払出しをしようとするときは、当該事案について会計管理者に合議しなければならない。

(基金の取扱い)

第267条 基金の取扱いについては、この節に規定するもののほか、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

エ 赤磐市職務執行規則

(目的)

第1条 この規則は、赤磐市事務分掌条例(平成17年赤磐市条例第5号。以下「事務分掌条例」という。)、赤磐市社会福祉事務所設置条例(平成17年赤磐市条例第112号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第171条第5項の会計管理者の権限に属する事務の規定に基づき、本市行政事務執行における事務の分掌、職務権限、事務執行体制並びにこれらの調整機能についての基本的事項を定めることにより、執行体制の確立と事務の民主的、能率的な処理を図ることを目的とする。

(専決権限)

第20条 市長の権限に属する業務の迅速な処理を図り、責任の所在を明確にするため、各職位に別表に定めるところにより専決させるものとする。

(別表より抜粋)

基金の積み立て及び運用方法の決定

重要なもの 決裁区分 市長

オ 赤磐市資金管理方針

1 目的

赤磐市の公金について、管理の原則及び管理方法を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行うことを目的とする。

2 法令等との関係

地方自治法、地方財政法、地方公営企業法、赤磐市財政調整基金条例及びその他の基金条例に定めるものを除くほか、本方針の定めるところによる。

4 公金の管理・運用方針について

(1) 資金管理にあたっては、優先順位の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。

(2) 一括運用

会計管理者が保管すべき基金は、定額運用資金を除いて、一括運用を行う。一括運用の目的は、事務の簡素化を図るとともに、予期せぬ基金取崩しに基金全体で対処することで、長期運用を可能にする環境をつくり、効率性向上を図るものである。

(3) 金融商品

②有価証券

満期まで概ね30年以内の次の債権に限る。

- ・ 日本国債
- ・ 日本政府機関債（政府保証債、財政投融资機関債）
- ・ 地方債
- ・ 地方公共団体金融機関債

(5) 保管・運用

保管・運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持切ることを原則とする。

6 赤磐市公金運用会議

一般会計、特別会計、各企業会計（水道事業）、各種基金を包括した公金の運用・管理の総合的な調整及び意思決定機関として「赤磐市公金運用会議」を設置する。

①公金運用会議の構成員

会計管理者、財務部財政課長、水道事業企業出納員、会計課長

②事務局

運用会議の事務局は、会計課が担当する。

③所掌事務

この会議においては、公金の適正かつ円滑な管理はもとより、保険事故発生時及びその恐れがある際の危機管理並びに預金及び引合い対象金融機関の選定、金融機関の経営状況の把握等も含めた公金保護のための検討にあたるものとする。

4 本件の請求に関する監査対象部局の見解について

(1) 有価証券及び基金の運用管理基準及び運用計画の策定並びに手続き等について

赤磐市の公金について、管理の原則及び管理方法について、「赤磐市資金管理方針」（以下「管理方針」という。）を定めている。この管理方針に基づき一般会計、特別会計、各企業会計（水道事業）、各種基金を包括した公金の運用・管理の総合的な調整及び意思決定機関として「赤磐市公金運用会議」（以下「運用会議」という。）を設置しており、運用会議において、公金の適正かつ円滑な管理、公金保護のための検討、国債等の購入、買換え、売却等の意思決定を行っている。

請求人が違反と主張している赤磐市財務規則（以下「規則」という。）第265条の「基金運用計画書」は定めのとおり作成している。有価証券手続きについては規則第184条に基づき、出納機関の合意の上業務を遂行しており、市有有価証券の取得については、規則第186条、市有有価証券の処分については、規則第187条により取り扱っており、基金の手続きについては、規則第266条に基づき会計管理者の合意の上業務を遂行しており、基金の取扱いについては規則第267条に基づき取り扱っていることから、何ら違反する行為はない。

また、請求人は「国債の購入手続きや決裁方法等が不適切」と主張しているが、管理方針に基づき適正に取り扱いしている。

(2) 含み損の国債等の有無及び買換え履歴、運用管理について

含み損の国債等はある。令和7年度国債等の買換えはしていない。

運用管理にあたっては、金利の変動等について日本証券業協会の「公社債店頭売買参考統計値表」をはじめ、格付投資情報センター（R&I）や日本格付研究所（JCR）の信用格付の評価を随時確認しており、これらの情報収集を行いながら管理している。

(3) 国債等の買換えをすべき義務の有無及び買換えを行わないことの違法性・不当性について

国債等を買換えすべきとする法令等はなく、義務はない。

管理方針に基づき、有価証券の保有については、日本国債、日本政府機関債、地方債及び地方公共団体金融機関債に限られており、基本的に満期保有目的で購入しているため、損失が発生する状況での買換えは想定していない。今年度は、運用会議で買換えを行わないことが決定されており、合議に基づき管理しており、違法性・不当性はないと考える。

(4) 財政調整基金について

請求人は、「財政調整基金の積立水準についての内規がなく、担当者が恣意的に積立上限額を定め運用している」と主張しているが、赤磐市財政調整基金条例第3条（管理）、第4条（運用益金の処理）及び第5条（処分）など必要な事項が規定され、適切に実施されていることから担当者による恣意的な運用が行われる余地はない。

近年、急激な物価高騰や人件費、扶助費等の増加が財政運営における不安要素となっていることを踏まえると、内規等で積立水準を数値として固定的に定めた場合、状況の変化に応じた柔軟な運用が困難となると考える。

また、請求人は、「財政調整基金条例第3条第1項に違反している」と主張しているが、基金に属する現金については、金融機関への預金、その他必要に応じて最も確実かつ有利な方法として、国債や有価証券により保管しており、違法性・不当性はない。

第4 監査の結果

1 監査委員の判断

本件請求について、事実関係の確認の結果に基づき、以下のとおり判断する。

(1) 有価証券及び基金の運用管理基準及び運用計画の策定並びに手続き等についての違法性・不当性

請求人が「有価証券の運用管理基準及び運用計画の策定並びに手続き等に関する合議を実施していない」及び「国債の購入手続きや決裁方法等が不適切である」と主張していることについて。

請求人は、「有価証券の運用管理基準及び運用計画の策定並びに手続きに等に関する合議を実施していない」と主張するが、有価証券の運用管理基準に準ずるものとして、市長が決定した管理方針に基づき「赤磐

市資金管理方針」(以下「管理方針」という。)を策定している。

この管理方針の中で一般会計、特別会計、各企業会計(水道事業)各種基金を包括した公金の運用・管理の総合的な調整及び意思決定機関として「赤磐市公金運用会議」(以下「運用会議」という。)を設置し、運用会議において、公金の適正かつ円滑な管理、公金保護のための検討国債等の購入、買換え、売却等の意思決定を行っている。運用会議録で毎年度資金運用計画について検討され、運用方法について合意の上決定されていることを確認している。

また赤磐市財務規則(以下「規則」という。)第265条に基づく「基金運用計画書」は定め通りの作成されていることを確認していることから請求人の主張する違反行為は認められない。

つぎに、「手続き等に関する合議を実施していない」との主張について赤磐市職務執行規則(第20条及び別表)により、基金の積み立て及び運用方法の決定の決裁は市長となっていること、起案文書、運営会議の会議録等を確認したところ購入、買換え、売却については運用会議で決定し市長の決裁を受けて手続きを行っていることから、請求人の主張は認められない。

さらに、請求人は「法第138条の2の2及び法第138条の3第2項の違反」を主張するが、これらの規定は、執行機関の一般的な遂行義務を定めたものであるところ、本件においては、市長の決裁を経た管理方針のもとで公金運用会議を定期的開催して公金管理の意思決定を行い、規則第184条に基づく出納機関への合議及び規則第266条に基づく会計管理者への合意も適正に実施されていることが確認されており、かかる規定に反する事実は認められない。

また、法第241条第2項が定める「確実かつ効率的」な運用義務についても、管理方針が運用を認める有価証券の中から日本国債を選択している以上、同条違反の事実は認められない。

(2) 財政調整基金の積立水準についての内規がないことについて

財政調整基金については、赤磐市財政調整基金条例(以下「条例」という。)第3条で管理、第4条で運用益金の処理、第5条で基金の処分について等必要事項は定められており、内規を定めるまでもないと考えられる。

また請求人は「基金の積立状況等に関する調査結果(平成29年11月総務省自治財政局)」の資料を基に、財政調整基金の積立額を標準財政規模の5%超10%以下」または「10%超20%以下」に規則に定めるよう主張するが、当該調査結果は各地方自治体の積立の実態を示した統計情報に過ぎず、積立水準については特定の範囲に定めることを法律上義務

付ける性質のものではなく、同調査結果に基づく内規策定を市に対して義務付ける法的根拠はない。

また「担当職員が恣意的な積立上限で基金運用を行っている」と主張する点については、条例に基づき運用を行っており、恣意的な基金運用を行っている事実はない。

財政調整基金は、単なる「貯金」という目的ではなく、「予期せぬ財政需要への備え（リスク対応機能）」と「安定的・計画的な行政運営の実現（財源調整機能）」の二つの役割を担っているものであると考える。

請求人が主張する財政調整基金の積立水準を内規に定めるということは積立のルールを作るということであり、将来の財政の安定性を優先するものであると解する。市は積立水準を定めていないが、財政調整基金の積立水準の定めについては、財政運営に対する考え方やリスク認識の違い、財政状況等により、地方自治体によって様々であり、市が、急激な物価高騰や人件費・扶助費等の状況に応じて柔軟に対応するため、積立水準について定めていないことについて違法・不当であるとはいえない。

(3) 国債等の買換えをすべき義務の有無及び買換えを行わないことの違法性不当性について

条例第3条で「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」同条2項により「基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」と定めている。

また管理方針 4 公金の管理・運用方針について(1)「資金管理にあたっては、優先順位の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする」と定めており、有価証券については、(3)②において「日本国債、日本政府機関債（政府保証債、財政投融资機関債）、地方債地方公共団体金融機関債」に限定している。

さらに(5)において「保管・運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持切ることが原則とする」と定めている。

市が保有する国債等はすべて満期保有目的で購入しているものであり、上記の条例、管理方針により、最も確実かつ有利な方法として国債等を購入し、安全性を確保して管理しているものであり、運用利回りの向上のため、売却しない限り発生しない損失を積極的に発生させる必要性はなく、買換えすべき義務もない。

また、運用会議により国債等を買換えせず、満期保有することとする方針を決定し買換えをしていないことから、市に対して実際の財産的損害は与えておらず、利益を得る機会を失わせるという損失も生じさせていない

もとより有価証券や基金の管理については、信用格付けの変動の確認や国債等の金利の変動の確認を行っており、運用会議で公金の適正かつ円滑な管理、公金保護のための検討、国債等の購入、買換え、売却等の意思決定を行い年間の運用計画に基づき管理していることから、何もせず放置しているわけでもなく、適正な管理を行っていると判断する。

第5 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、法第242条第5項の規定により本件請求を棄却する。

第6 意見

本件請求における監査委員の判断は、以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の監査を通じ、法第199条第10項の規定に基づき、以下のとおり意見を述べるものである。

資金管理にあたっては、優先順位の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則としているが、金融経済の動向にも一定の関心を持ち最善の運用方法を模索する姿勢が重要である。専門的な知識の習得や人材育成に努め、確実で有利な運用に努められたい。

また、市民に疑義をもたれないよう適正な資金運営及び行政の透明性の向上を図るため、的確で分かりやすい情報の開示の方法について検討されたい。